

【障害者職業センターについて】

Q 1 障害者職業センターは、障害者手帳がないと利用できないのでしょうか？

A 1 手帳の有無を問わず利用できます。身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、難病等により、就職、職場適応、復職等に支援を必要とされる方が対象となります。ただし、就職の際に利用される各種援護制度の多くが、障害者手帳を必要とします。

Q 2 障害者職業センターを利用するには、費用がかかりますか？

A 2 費用はかかりません。ただし、交通費や昼食代は自己負担となります。

Q 3 就職先のあっせん（職業紹介）は、してもらえますか？

A 3 障害者職業センターでは職業紹介はしていませんが、ハローワークと連携して、就職に必要な様々な支援を行います。

Q 4 適職や就労の可否を判定してもらえますか？

A 4 障害者職業センターは、適職や就労の可否の判定は行いません。あくまでも就職を希望される方の職業能力や障害の特性の理解を深め、就職する上での課題とその対処について支援するものです。

Q 5 職業訓練を受けられますか？

A 5 障害者職業センターでは、職業に係る専門的な知識・技能を身につける訓練は実施していません。職業訓練については職業能力開発施設をご利用ください。当機構では、国立職業リハビリテーションセンター（埼玉県所沢市）及び国立吉備高原職業リハビリテーションセンター（岡山県加賀郡）を運営し、全国の広範囲な地域から利用者を受け入れ、先導的な職業訓練を実施しています。すべての職業能力開発施設の窓口はハローワークになります。なお、障害者職業センターでは、就職に向けてご自身の長所や得意なこと、苦手なことなどを見極め、課題や苦手なことへの対処方法を検討する「職業準備支援」を実施しております。

Q 6 センターの支援内容を知ってから利用を検討したいのですが？

A 6 障害者職業センターでは、提供するサービス内容について説明する「業務説明会」を定期的に開催しておりますので、業務説明会にご参加の上、サービス内容を確認いただきご検討ください。

Q 7 障害者職業センターでの相談を利用したいのですが、業務説明会に参加しないと利用できないのでしょうか？

A 7 集団で業務説明会の利用が困難な方については、個別に対応しておりますので、お問い合わせください。相談は全て予約制となっておりますので、事前に障害者職業センターまでご連絡ください。（TEL 043-204-2080）

Q 8 電話相談は受けていただけないのでしょうか？

A 8 就職に向けた相談は、それまでの職業歴、生活歴、就職を希望する背景、障害の状況など、多くの点をお聞かせいただく必要がありますので、初回については障害者職業センターに来所いただいております。

Q 9 ハローワークを通さずに利用申し込みをしても良いですか？

A 9 直接お申し込みいただいても構いませんが、職業紹介を希望されている方は、ハローワークを通じて利用申し込みしていただくことをお勧めしています。

Q 10 初回面談時に持っていくもの、用意すべきことはありますか？

A 10 初回面談では、障害の状況、これまでの職歴や生活歴、就職に向けて支援して欲しいことなどをお聞きしますので、これらのことをご説明いただけるように整理をお願いします。なお、障害者手帳や主治医の意見書（診断書）などは、写しを取らせていただきますので、当日ご持参ください。

Q 11 精神障害がありますが、主治医とはまだ就労についての相談をしていますが、センターで相談することができますか？

A 11 精神障害のある方は、就職活動や就職後の職場適応において、主治医の継続的なケアが必要になります。このため、医療機関と就労支援機関が情報交換させていただき、無理がない働き方や職場に伝えた方がよいことを整理していくことが必要になります。このため、相談の過程で主治医の考えをお聞きしたり、情報交換をさせていただきますので、事前に主治医と就労についての相談をしてから障害者職業センターの利用をお考え下さい。

Q 12 障害者の家族ですが、障害者の就職について悩んでいます、家族だけで障害者職業センターを利用できますか？

A 12 業務説明会については、ご家族だけでも参加いただけます。障害者センターのサービス内容をご家族が理解してからご本人に障害者職業センターの利用をお勧めになることが円滑な利用につながる場合も少なくありません。ご家族のお話しをお聞きして助言させていただくことも可能ですので、お気軽に業務説明会にご参加ください。